

岡本の国会での答弁

177-衆-災害対策特別委員会-9号 平成23年04月21日

○秋葉委員 現実的には、宮城県も仙台市も、遅くてもことしの秋までには復興計画を煮詰めたということで今鋭意取り組んでおりますので、半年延長していただければ十分かなという思いもあります。

私がなぜこの問題を力説するかというと、今現場では、とてとても、全壊してすべて流されたのに、もう縄張りして建築確認申請を出すというような家もあらわれているんですね。実際、基礎自治体の窓口に行きますと、相談というレベルですけれども、五十件から六十件ぐらい来ているわけです。

私は、とてとてもじゃないけれども、やはり一定のエリアについては、復興計画が決まるまでは私権を制限せざるを得ない、こう思っているんです。ですから、五月十一日で切れてしまったのは大変な混乱を招くわけですから、それこそ、復興基本法と同じようにこれでもできるだけ急いで出していただいて、今月中には施行していかないと、やはり大変大きな混乱につながってくる問題ですから、声を大にして指摘しておきたいと思っておりますので、急いでいただきたいと思えます。

それから、ちょっと時間がなくなってまいりました。仮設住宅等の問題については、とにかくおこなわれているということがこれまでもいろいろと議論されてまいりました。資材不足や、あるいは南三陸町のように、なかなか代替地の選定に時間がかかっている市町村が多くて、県としては高台の方という方針で指導してまいったわけですけれども、地元の被災住民の皆さんから言わせれば、やはり今までどおり戻りたいという声が強かったり、そういった混乱がおくらせてきたということがございます。とにかく、今現在で、発注済みのものも含めて一万六千戸ぐらいしか見通しが立っていないという状況を早く改善していかなければならない、こう思っております。

まず一つ伺っておきたいのは、これから仮設に入るときに、赤十字社などを通して生活支援物資が整備をされるわけでございます。地元の被災者の中には民間の借り上げ住宅で対応したいという方もいるわけですが、そちらの方には、そうした冷蔵庫や洗濯機と言われているいわゆる六点セットというものが対応できるのかどうか。

これは、県の判断で、やってくれと言えはできるんだということになってはいますけれども、本当にそれが可能なのかどうか。国の方においてもしっかりと対応方をお願いしたいと思っておりますけれども、いわゆる仮設住宅ではない民間へのそうした家電製品等の支援物資の設置について、見通しを伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 お答えいたします。

地方自治体が応急仮設住宅のかわりに賃貸住宅を借り上げた場合においても、応急仮設住宅の取り扱いと同様、日本赤十字社は、生活家電セットを寄贈する方針であると伺っております。

また、個人で民間住宅に入居した場合はどうかということになりますと、このような場合の取り扱いにつきましては、日本赤十字社と県との間で個々具体的に相談していただくことになるというふうに承知をしております。

○秋葉委員 今、いみじくも、個々でやった場合はどうかというような問題意識はありましたけれども、これはまさに、別に備品だけじゃなくて、住宅そのものについて言えるわけですね。

仮設住宅に入れる人は、それを全部国が丸抱えしてくれるからいいわけですが、県が借り上げて民間に入った人たちは、これも当然手当てがつくからいいわけです。

しかし、問題は、被災者の皆さんはもう集団生活の中で疲れ切っていますから、経済的に余裕があるわけではないけれども、とりあえずプライバシーを確保したいということでアパートに入っているような人がいるわけですよ。こういった人たちは、国が借り上げた民間施設ではないけれども、しっ

かりここに私はやはり同じような補助を出すべきだと思うけれども、これについてはどうですか。

○岡本大臣政務官 ちょっと確認をさせていただきます。家賃の面でしょうか。

○秋葉委員 最初の質問は生活支援物資の六点ということで申し上げて、さっきの御答弁だと、赤十字社に頼んでやっていただける方向だというふうに私は理解したのだから、それはそれで、国の方もそういう方向でこれからしっかりと指導していただきたいということが一つ。

それと、根本的には生活備品の問題じゃなくて、被災者の中には、余りにも仮設住宅や民間の供給がおくれているものだから、経済的に余裕があるわけじゃないけれども、まずは自力でアパートを借りている人もいるわけですよ。この人たちに対する家賃補助というのも考えていく必要があるんじゃないのかということです。

○岡本大臣政務官 本日ですか、朝日新聞にそのようなことを厚生労働省が決めたやのことが書いてありますが、そういった事実は実はなくて、今、議員が御指摘のとおり、現時点においては、自力で住居を確保することができた方については国庫負担の対象にならないようになっております。

一方で、任意に入居された住居の一般的な家賃補助といった経済的補助については、基本的には、被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸し付け、生活福祉資金貸し付けなど、こういった生活再建のためのほかの施策を利用していただくということを想定しております。

○秋葉委員 実態を踏まえた対応というのが本当に必要だと思いますよ。そういうしゃくし定規な対応をやっているから、まさに、政府は何をやっているんだという声が現場で聞かれるんじゃないですか。それは実質同じことですよ。ですから、しっかりと、やはり現場感覚に立った政策判断というのを強く求めておきたいと思います。

それから、これまで仮設住宅では、当然、入居者の光熱水費まで国や県が持ったという例は今までないんですけれども、今回もこれは自己負担ということになるんですか、政府として一部負担なんかも考えているんですか。ついでに伺っておきたいと思います。

○岡本大臣政務官 基本的には、災害救助法の範囲を超えるというか、改正をして新たな制度というのは、現時点では考えていないということであります。